

# 香川高等専門学校図書館一般利用者利用細則

平成 22 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この細則は、香川高等専門学校図書館規程（以下「規程」という。）第 2 条の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の所蔵する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を、規程第 9 条第 2 項に規定する利用者（以下「利用者」という。）の利用に供するため、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

**第 2 条** 利用者は、香川高等専門学校の教育及び研究に支障のない範囲で、図書館の利用ができる。

(利用サービス)

**第 3 条** 利用者は、図書館資料、図書館備え付けの機器及び設備を館内で利用することができる。

2 利用者は、図書館資料の貸出を受けることができる。

3 利用者は、香川高等専門学校文献複写規程（平成 22 年 9 月 22 日制定）に従って、文献複写のサービスを受けることができる。

4 前項のサービスを受けられる時間は、土曜日及び日曜日を除く開館日の 8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。

(利用手続き)

**第 4 条** 利用者は、氏名と現住所を証明できる身分証明書（運転免許証等）、学生にあつては学生証（住所記載があること）を提示して利用申請を行い、図書館利用者カードの交付を受けるものとする。

2 前項に該当する申請を行つた者は、入館に際しては、必ず図書館利用者カードを携帯し、求められたときはこれを提示しなければならない。

3 図書館資料の貸出しを受けるときは、図書館利用者カードを係員に提出し、貸出し手続きを受けるものとする。

4 第 1 項に定める利用手続きを行つていない者が閲覧するときは、受付備付けの閲覧簿に住所、氏名を記入するものとする。

(利用資格の抹消)

**第 5 条** 図書館長は、利用者が、図書館の利用にふさわしくない行動をとり、他の利用者に迷惑をかけていると認めた場合、図書館利用者カードを返納させ、利用させ

ないことができる。

(細則の準用)

**第6条** この細則に定めるもののほか，利用に関し必要な事項は，香川高等専門学校  
図書館利用細則（平成22年10月1日制定）を準用する。

(雑則)

**第7条** この細則に定めるもののほか，利用に関し必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

この細則は，平成22年10月1日から施行する。